

福祉資金 福祉費⑨ 冠婚葬祭費 〈冠婚葬祭に必要な経費〉

1. 貸付対象となる資金使途

- ・ 結婚に際する挙式披露の経費、家具什器等の購入費
- ・ 出産費用
- ・ 葬祭時に必要な経費

2. 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
500,000 円	3 年以内	原則 2 か月以内 (必要な場合は 6 ヶ月以内 送金月の翌月から起算)	原則 1 名	無利子 (連帯保証人がいない場合は年 1.5%)

3. 申込みに必要な書類

☑	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の本籍を記載した住民票	3 ヶ月以内に発行されたもの(※1)
	世帯で収入のある者全員の所得課税証明書	収入・所得及び住民税の課税状況がわかるもの 3 ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	パートやアルバイトなど非課税所得がある場合、月の所得がわかるもの	直近 3 カ月の給料明細等の写しや通帳の写し(※2)
	手当や年金の金額がわかるもの	各種通知書の写しや通帳の写し
	連帯保証人の所得課税証明書	収入・所得及び住民税の課税状況がわかるもの 3 ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の分かるもの	障害者世帯の場合のみ ※障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等の分かるもの
	介護保険証の写し	高齢者世帯の場合のみ
	証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費用の場合： 出産予定の証明書または母子手帳の写し等 ・ 結婚費用の場合： 婚姻証明 (挙式会場の予約証明書・結婚後の戸籍等) ・ 葬儀費用の場合： 死亡診断書等
	かかる経費のわかる見積書等	

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めています。

※1 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※2 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近 3 ヶ月の給与明細等の写しも添付。